

第68回 横浜市屋外広告物審議会会議録	
議 題	審議事項 ア 横浜市屋外広告物条例第19条に基づく許可の特例について イ 横浜市屋外広告物条例の一部改正に伴う同条例施行規則の一部改正並びに広告物活用地区の指定及び協議基準の案について ウ 横浜サイン賞第一次選考について 報告事項 ア 屋外広告物の安全啓発の取組について イ 観覧車の照明演出について
日 時	令和3年11月8日(月) 午後1時55分から3時57分まで
開催場所	一般社団法人横浜みなとみらい21 プレゼンテーションルーム
出席者 (敬称略)	委 員：岩村和夫、小泉雅子、泉 路代、木伏慎治、齋藤和雄、田中喜芳、中谷忠宏、馬場勝己、山崎洋子 事務局：榊原 純(都市整備局地域まちづくり部長)、吉田和重(都市整備局景観調整課長) 【審議事項ア】 事業者：株式会社クレイ・アンド・カンパニー 関係局：新井康浩(文化観光局文化芸術創造都市推進部文化振興課)
欠席者 (敬称略)	齋藤 貴
開催形態	公開(傍聴者0人)
決定事項	
議 事	開 会 (事務局) 吉田景観調整課長 それでは、まだ定刻より大分前でございますが、委員の皆様方おそろいでございますので、これから第68回横浜市屋外広告物審議会を始めたいと思います。私は、都市整備局景観調整課長の吉田です。よろしくお願ひします。座って進行させていただきます。 まず初めに何点か確認事項がございますが、資料につきましては袋に入っていますので、袋から出してご覧ください。 次に、本日審議会で議論あるいは発言された内容については議事録を作成いたします。そのために、机の上に録音機を置かせていただいておりますが、ご了承のほど、よろしくお願ひいたします。あと、本日は基本的には公開で会議を行います。 現在のところ、傍聴の方は見えられていませんけれども、傍聴の方がいらっしゃったら、基本的の中に入って聞いていただくという形を取りたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。 それでは、ここからは岩村会長に進行をお願いいたします。よろしくお願ひします。 (岩村会長) それでは、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。議長を務めます岩村でございます。本日も活発なご議論がいただけますよう協力をお願いいたします。 では、まず事務局から審議会の成立について、報告をお願いいたします。 (事務局) 吉田景観調整課長 10名の委員がいらっしゃいますが、本日は9名の方がご出席でございます。屋外広告物条例施行規則に基づいて、委員の半数以上の出席ということでございますので、成立をご報告いたします。以上です。 (岩村会長) 続きまして、審議事項に入る前に、各案件について会議の公開及び非公開の是非について、委員の皆さんにお諮りしたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。 (事務局) 吉田景観調整課長 会議の公開及び非公開につきましては、横浜市附属機関の会議の公開に関する要綱第4条に基づいて、附属機関の長は会議の一部または全部の非公開を決定することができるとなっております。これを踏まえまして、本日の審議事項及び報告事項について事務局より意見を申し上げます。先ほど、基本的には会議公開と申し上げましたけれども、本日の審議事項ウ、横浜サイン賞第一次選考についてという審議事項がございますが、これにつきましては、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に規定しま

す市の機関並びに国などの審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがあると思っておりますので、非公開情報になると考えております。そのほかの審議事項ア、イ、あるいは報告事項ア、イにつきましては、特に非公開にする内容とは考えておりませんので、公開案件にすべきと考えてございます。説明は以上です。

(岩村会長)

ありがとうございます。ただいまの事務局の説明を受けまして、審議事項ウは非公開とし、それ以外につきましては公開とすることにご意見ございませんか。

(了承)

(岩村会長)

特にご意見ないようですので、そのとおりに取り扱いたいと思います。非公開とする審議事項ウは、公開とする各審議事項及び報告事項の後に審議することといたします。よろしいでしょうか。それでは、審議を始めたいと思います。

審議事項

ア 横浜市屋外広告物条例第19条に基づく許可の特例について

(岩村会長)

次第(2) 審議事項ア、横浜市屋外広告物条例第19条に基づく許可の特例についての審議に移ります。まず、審議事項アについて、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 吉田景観調整課長

それでは、審議事項アについてご説明いたします。右肩に四角囲みで審議事項アと書いてあるホチキス留めで4、5枚の資料がございますけれども、それをご覧ください。タイトルが「審議事項 ア 横浜市屋外広告物条例第19条の規定に基づく許可の特例」ということでございます。この19条の許可の特例につきましては、大体毎回審議会で何件か案件があるものでございますが、本日は1件ほどございません。

それでは、資料の説明をいたします。まず1の催事概要でございますが、名称が「フランス映画祭2021 横浜」でございます。主催はユニフランス、共催といたしまして、横浜市、在日フランス大使館等でございます。会場は、パシフィコ横浜、イオンシネマみなとみらいと、あと、今回議題に関連します横浜赤レンガ倉庫という場所でやります。開催期間につきましては、11月11日から11月14日まで。概要でございますが、フランスとの国際文化交流を通じた友好関係醸成、横浜都心臨海部の回遊性向上、あるいは街の魅力やにぎわいの向上を図り集客に寄与することなどを目的に、横浜都心臨海部の各施設におきまして、日本未公開のフランス映画最新作を上映するといった催事でございます。

2番の、対象の屋外広告物の表をご覧ください。名称が「ドライブインシアター上映用スクリーン」でございます。申請者は、このフランス映画祭の事務局でございます。広告物の種類でございますが、広告板に該当いたします。設置場所は、横浜赤レンガ倉庫。特例許可を必要とする理由としましては、映像を表示する部分の表示面積が47.12平米ございまして、ここの地区で許可基準の上限が18.75平米で、これを超えているためとなります。設置期間につきましては、11月10日、これは前日の練習用で、11月11日が本番の上映といったところでございます。

場所と内容を先にご覧いただきたいと思っております。1枚めくっていただきましてドライブインシアターの会場ということで、赤レンガ倉庫のところに十字のバツ印が書いてございますが、赤レンガ倉庫のイベント広場でございます。

1枚めくっていただきますと、裏面に赤レンガ倉庫の会場レイアウトイメージというものがございます。会場レイアウトとしてはご覧のとおりになっておりまして、手前側に広い道路があって、この絵の左側に赤レンガ倉庫の2号館、奥側に赤レンガ倉庫の1号館がございまして、その手前にちょっと広い空間がございます。ここは赤レンガ倉庫の再整備をする際にイベント広場として整備している部分でございますが、この広場部分にスクリーンを設置して、自動車に入って自動車の中から映画を見るという、ドライブインシアターの形式を取るものでございます。車両の入る台数は約50台でございます。

次のページに、赤レンガ倉庫のスクリーンレイアウトイメージがございます。ご覧になる方はこんなふうに見えますということで、人の黒い形をかたどってございますけれども、人の背の高さに比べて相当高いものになってございますが、これはエアスクリーンと申しまして、空気を入れて膨らませて自立させるスクリーンの形式でございます。下のほうにスクリーンの仕様が書いてございますが、フレーム部が高さ8メートル、ワイドは10.6メートルといった大きさでございます。これを空気で膨らませて自立させて、ただ、風で動かないようにロープのようなもので止めて使用するものでございます。

続きまして、めくっていただいてその裏面でございますが、景観のイメージということで、4方向からスクリーンが大体こんなふうに見えますということでつくってございます。まず1つ目が、道路側から見た現状とシミュレーションです。シミュレーションでは黒い四角でかたどってございますが、スクリーンがこちら辺の位置に来るといった感じです。ここは道路側ですので、スクリーンの裏側でございます。その次のページに、赤レンガパーク側からの景観と、ここでは芝生側と書いてありますが、図面上の右から見た絵と、上から見た絵がでございます。上のほう、赤レンガパーク側から見るとこんな感じに見えて、こちらはスクリーンの表面が見えると。芝生側、右のほうから見ると、これも脇からですが、表面が若干見えるということをご想定してございます。

申し訳ございません。戻っていただいて、字が書いてある資料の裏面、2と書いてあるページをご覧ください。3番で、事務局としての考え方を記載してございます。(1)事務局意見でございますが、横浜市屋外広告物条例第19条で、「その表示若しくは設置が公益上の理由その他の理由によりやむを得ないと特に認める広告物等で景観を阻害しないと認められるもの」に該当するのではないかと。それで、許可の特例として取り扱うことが適当であると考えます。(2)理由でございますが、まず1つ目の理由で、公益上の理由その他の理由によりやむを得ないと特に認める理由としては、「フランス映画祭2021 横浜」は、フランス政府関係機関のユニフランスが主催し、本市も共催していることから、実施にあたり公益上の理由が認められると考えています。当然ですが、映画を上演する特性上スクリーンが必要であることから、設置はやむを得ないと認められます。この、景観を阻害しないと認められる理由でございますが、2つございます。まず1つ目が、設置期間が短期間であることで、11月10日がリハーサル、11月11日が開催当日で2日間と短い期間であり、また、リハーサル終了後には一旦撤去して、開催当日に再度設置するというものであることから、周囲への景観への配慮、影響は最小限であると認められるのではないかと考えています。もう一つの理由、設置方法に配慮が認められることということで、開催の場所はイベント開催を目的として整備された場所でございます。スクリーンは、前の歩道等を通行中の歩行者、あるいは車道通行中の車両からは見えない向きに設置されておりまして、交通安全の配慮が認められるということでございます。なお、スクリーンの裏側は黒色1色でシンプルなものと聞きましてございます。なお、上映される映画の内容は、国際映画祭で正式出品された作品で、年齢を問わず見ることができるものです。ちなみに、その演目の題名でございますが、『セヴェンヌ山脈のアントワネット』という映画だそうです。これは日本未公開で、新しい映画ということでございます。米印で、なお、本案件につきましては、これから今日の審議事項で審議いただきますが、改正屋外広告物条例施行後におきましては、当地域が商業地域であること、共催イベントであること、期間が短いということ、環境への影響が小さいことから、活力ある街並みの形成に特に寄与する行事等で、掲出する屋外広告物の協議制度をつくらうとしていますが、その対象になることが想定されます。それに該当しますと屋外広告物の大きさが緩和される制度でございまして、施行後これに該当してくるのではないかと考えてございます。

説明は以上でございます。それでは、ご審議のほどよろしく申し上げます。

(岩村会長)

どうもありがとうございました。それでは、事務局からの説明が終わりましたので、これから審議に入りたいと思います。横浜市屋外広告物条例第19条の規定に基づく許可の特例ということで、何かご発言がありましたらお願いいたします。どうぞ。

(齋藤(和)委員)

絵を見ると、車をウエートに利用しているということだと思うのですが、これは一般的によくやられて、実績のある方法なのですか。

(株式会社クレイ・アンド・カンパニー)

初めまして。映画祭事務局をやっておりますクレイ・アンド・カンパニーのウエタと申します。お答えさせていただきます。今回の上映に関しては、イオンシネマさんと一緒にやらせてもらっています。イオンシネマさんは現在、イオングループの映画館でございまして、イオンモールなどの屋上や駐車場を利用して、ドライブインシアターを週末にかけて地方も含めてよくやられておりまして、そういったところでは通常こういった形です。おもりを乗せるというやり方もあるのですが、十分な重量があるので、移動がしやすいということも含めて今回も車を利用させていただいています。一般的と伺っています。

(齋藤(和)委員)

ありがとうございます。

(岩村会長)

よろしいでしょうか。どうぞ。

(中谷委員)

毎年楽しみにしている人が多いと思いますので、よろしくお願いいたします。この映画は、映画だけですか。それとも、シネマ広告みたいなものが入るとか、そういったことは特にはないのですね。これが1つ目で、もう一つあるのですが、よくサブリミナルなどといって、中にひゅっつと入れるみたいなことも特にはないと考えていてよろしいですか。

(文化観光局文化振興課)

同じく共催者の横浜市文化観光局文化振興課の新井と申します。よろしくお願いいたします。質問を2点頂きました。1点目の、映画以外のほかの上映はございますかということですが、映画の上映以外には、映画祭ですので映画祭のトレーラーといいますか、広告宣伝のような動画を流させていただくと同時に、フランスのアーティスト、監督さんや俳優さんからのメッセージを頂いておりますので、そちらを流させていただく予定でございます。

2点目ですが、サブリミナル効果のあるものは予定はないので、特に問題はないかと思っております。以上です。

(中谷委員)

ありがとうございます。

(岩村会長)

よろしいでしょうか。ほかにご質問、ご意見はございますか。どうぞ。

(田中委員)

週間天気予報で天気が分かるぐらい直前のイベントの審議というのはあまり経験がないのですが、天気予報を見るとこの期間中は雨も降らないようですし、風速も2～3メートルなので、特に設置上の危険はないように思います。ちょっと今までと違うと思ったのは、赤レンガ倉庫の前にこれだけの台数の車が入ってくるということで、審議対象のスクリーンとは少し離れるかもしれませんが、交通の安全上の配慮について、どういうふうを考えていられるのでしょうか。それをお聞きしたいと思います。

(株式会社クレイ・アンド・カンパニー)

交通に関しては、やはり入場時の渋滞が一番気になされているところかと思っております。入場に関しては1時間半前からスタートさせていただいてまして、かつ、今回は招待という形で、応募いただいた方を無料でご招待させていただいているのですが、30分ずつ段階を分けて時間を設定させていただいて、滞留がないように引き込もうと思っております。また、受付で並んでしまうことを僕らも危惧しております。とにかく一旦、招待者は全部車の中に入れてしまって、入ってから受付をするという手法を赤レンガ倉庫さんとも相談して実施させていただいて、とにかく先日も警察署にはご説明に行ったのですが、この前の通りの渋滞がないようには気をつけております。

(岩村会長)

よろしいでしょうか。ほかにご質問、ご意見はございますか。どうぞ。

(木伏委員)

この上映を見られるのはどういう人たちになるのでしょうか。

(株式会社クレイ・アンド・カンパニー)

フランス映画祭のホームページ及びツイッターなどでご招待させていただいています。基本的にドライビングシアターは通常、車のエンジンをかけてFMのラジオで音を聞くものでして、今回は環境に配慮してということで電気自動車に限定させていただいているのですが、それを公募させていただいて、当選メールをお送りさせていただいたご招待ということになっています。

(岩村会長)

よろしいでしょうか。これは、音声は車の中で聞くということですか。

(株式会社クレイ・アンド・カンパニー)

はい。音は、狭い地域でしか取れないFMラジオで会場の中で発信しまして、それを皆さんお車のFMラジオで受信していただいて、車内で聞いていただくというふうになっています。なので、映画自体の音は一般の通行している方には聞こえないので、遠目から見て絵は確認できると思うのですが、何をやっているかはちょっと分かりづらいというような、基本的にはお車の中の方だけを対象にしたイベントとなっております。

(岩村会長)

分かりました。ほかにご意見、ご質問をお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、ほかにも質問はないようですので、本件については了承するというごことにご異議ございませ

んか。

(了承)

(岩村会長)

ありがとうございます。これは承認したということにしたいと思います。どうもご苦労さまでした。

イ 横浜市屋外広告物条例の一部改正に伴う同条例施行規則の一部改正並びに広告物活用地区の指定及び協議基準の案について

(岩村会長)

続きまして、次第(2)審議事項イ、横浜市屋外広告物条例の一部改正に伴う同条例施行規則の一部改正並びに広告物活用地区の指定及び協議基準の案について、審議に移りたいと思います。まず、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 吉田景観調整課長

説明いたします。資料は、右肩に審議事項イと書いてあるものでございまして、ダブルクリップで留まっているかと思いますが、まず外していただいたほうがいいかと思います。中に資料1、資料2、資料3、あと、参考資料の1-1、1-2、参考資料2と中で資料が分かれてございますので、それが見やすいようにクリップを外していただければと思います。

それでは、資料1から説明いたします。審議事項イの資料1と書いてあるもの、A4判1枚ペラの表面だけのものですが、審議事項イでタイトルが書いてございますが、1番で横浜市屋外広告物条例の改正についてということで、ここを読みます。令和3年3月、今年の3月にこの審議会におきまして、横浜市屋外広告物条例等の改正についてご審議いただきました。その後、令和3年4月から市民意見募集を実施しまして、25件のご意見を市民の方から頂いてございます。その検討なども踏まえて、屋外広告物条例の改正案を横浜市で取りまとめまして、今年の第3回市会定例会に提出いたしました。9月のことでございます。それで、議会の中でもご議論いただいたわけなのですが、議決されまして、この10月5日に条例だけは公布させていただいてございます。

おさらいの意味も込めて、参考資料1-1をご覧くださいませでしょうか。8ページのものでございます。3つぐらい後、下に写真があります。参考資料1-1でございますが、何となく見覚えがあるとおっしゃっていただけるとありがたいのですけれども、3月の審議会のときにこの原案についてご議論いただいて、ここで頂いた意見を基に精査した上で、これは市民意見募集時の資料でございます。上に募集期間が4月1日から4月30日までと書いてございますが、この期間で市民意見募集を行ったときの資料でございます。これを用いまして、そのときに申し上げたポイントのところだけ、まずお話しさせていただきたいと思います。参考資料1-1の1ページ目の真ん中ぐらいに主な改正点と書いてある四角囲みの部分がございますけれども、主な改正点は次の4つでございます。1つ目が、新たな屋外広告物の種類として「投影広告物」を定義し追加する。2つ目が、まちの活性化に資するイベントで一時的に掲出する屋外広告物について、大きさ等の基準を適用せず、許可も不要とする。3点目が、3年ごとの継続許可申請の際に、屋外広告物の点検及び管理者の設置を義務化するという。4ポツ目で、違法な屋外広告物の撤去命令に従わない者がいる場合は、その旨を公表する。この4点でございます。

1点ずつ、もう少しご説明させてください。まず1つ目の、新たな屋外広告物として投影広告物を定義するというのですが、資料の次の第2、主な改正内容の1番のところをご覧ください。四角囲みのところを読みますが、プロジェクションマッピングに代表される、投影により映像等を表示する新しい屋外広告物を「投影広告物」と新たに定義し、周辺環境への影響や交通の安全性に配慮しつつ、適切な規制を行いますという内容でございます。下の写真に、そのプロジェクションマッピングの例が書いてございます。本日の資料は白黒でございまして少し分かりにくいかもしれませんが、申し訳ございません。

ページをめくっていただきまして、2ページ目の上で見直しのポイントでございますが、ア、イ、ウとありまして、ウで、投影広告物の基準としては、現制度の映像装置の基準と同等とするということで、具体的にはその下の点々の四角囲みで参考と書いてございますけれども、少々細かい記載がございます。

続きましてポイントの2点目で、まちの活性化に資する公益性のあるイベントのために掲出する屋外広告物の活用についてでございます。2ページ目の真ん中ちょっと下の四角囲みを読みますが、まちの活性化に資する公益性のあるイベントのために一時的に掲出する屋外広告物については、規制対象の大きさ等を定めた基準を適用せず、許可も不要とするということです。2ページ目の下のほうの(2)見

直しのポイントというところをご覧くださいと、一定の要件を満たした場合は屋外広告物の掲出の基準を緩和するというので、その要件というのが結構ありますが、アの要件のところ、まず1つ目が(ア)でまちの活性化に資する公益性のあるイベントであることということで、そのためには次に該当しなければいけないということです。四角の中で、イベントの主催者が次のいずれかに該当することということで、国や地方公共団体、公益法人、あと、次のページに行きまして、横浜市の外郭団体等でございまして、bでは、イベントの内容が次のいずれかに該当することということで、地域の振興、観光の振興、まちづくりの推進等でございます。続きまして(イ)で、期間限定で掲出するものであることということで、aは、掲出期間は原則7日間以内とし、同一区域で再度やる場合には5倍の日数を空けることなどでございました。次に(ウ)で、公益性のある屋外広告物であることということで、ここでいう公益性のあるということの意味として、商業広告を表示する場合は、その割合が次の基準に適合することと主に書いてございます。商業広告ばかりでは駄目ということなのですが、投影広告物につきましては3分の1以下であることというルールにしてございます。下に、その3分の1の意味を書いてございます。

次の4ページ目に行っていたらよろしいでしょうか。投影広告物以外の屋外広告物につきましては、商業広告の部分が10分の1以下あるいは20分の1以下など、そもそもの物の大きさによって、10分の1から20分の1の範囲内としてございます。続きまして(エ)で、景観あるいは周辺環境及び道路交通等の安全に配慮し、支障を及ぼさないことということで、ここはいろいろございますので全部説明はしませんけれども、aで、景観に配慮し、支障を及ぼさないことと対しては、不特定多数が理解できるものとか、表示時間は原則午後10時までとすることとか、あるいは(c)で、先ほどサブプリミナルみたいな話もございましたが、光の点滅がある場合は原則として1秒間に3回を超えるものは避けるとともに、それ以外の鮮やかな赤を避けるとか、見ていて不愉快になるような演出は駄目ということを書いてございます。それ以外にbでは、周辺環境に配慮し、支障を及ぼさないことと、いろいろ書いてございます。cでは、道路交通等の安全に配慮し、支障を及ぼさないことということで、これも幾つか書いてございます。

5ページに行っていたら、(オ)で掲出場所でございますが、掲出場所は近隣商業地域または商業地域に限定しますとしてございます。近隣商業、商業と限定したとしても結構広い面積がございまして、特に近隣商業などは郊外部の駅前にもかなりございますので、この辺は市議会でも議論がございまして、その意見を踏まえて若干内容に差をつけてございますので、後ほどご議論いただきます。イで、緩和する基準。今までの要件をクリアしたものについては次の基準を緩和しますという意味でございますが、(ア)で、禁止地域の適用を除外すること。 (イ)で、禁止物件の適用を除外すること。 (ウ)で、条例等に定めのある大きさなどの基準の適用を除外し、大型の広告物の設置を可能とするということ。 (エ)で、事前届出により許可を不要とするということ。ただし、事前協議を原則必須としますと、ここでは書いてございます。この物件についても、その後の市議会におきまして議論があったところで、許可不要という形ではなく、事前協議が成立した場合はみなし許可、許可したものとみなすと若干変更しているところでございます。

次のページに行きます。6ページ目でございます。3番、屋外広告物の安全性の確保についてですが、屋外広告物を掲出する者に対して、屋外広告物の管理に関する責任をより明確にするため、屋外広告物の点検及び管理者の設置を義務化すると。6ページ目の真ん中、写真の下、(2)見直しのポイントとございますが、まずアで、継続申請の事前の点検及び報告書の提出を義務化するとしました。表のようになってございますけれども、5行目で、一定規模以上の屋外広告物の点検者というのが、これまでは誰でもよかったのですが、改正後を見ていただきますと、屋外広告士等の有資格者がきちんと点検しないと駄目だというふうに変えたいという案でございました。有資格者は下の※2のところを書いてありますけれども、屋外広告士以外にも建築士や屋外広告物点検技能講習修了者といった人でないと駄目ということです。

7ページ目に行っていましたら、もう一つ、管理者の設置を義務化することということで、これも表の4行目を見ていただきますと、一定規模以上の屋外広告物の管理者は、これまでは誰でも可ということでございましたが、改正後につきましては、これも屋外広告士等の有資格者といったことにしてございます。続きまして最後の4番で、違法に掲出されている屋外広告物に対する指導の実効性の確保ということで、違法な屋外広告物を掲出する者に対して、撤去命令や改修等の措置命令を行うことができずけれども、これを実施した際に、屋外広告物を掲出する者が正当な理由もなく命令に従わないといった場合については、掲出者名も含めてその旨を公表するという制度を新たにつくりたいということございます。7ページ中ほどの(2)見直しのポイントというところの表をご覧くださいと流れが書いてご

ざいますが、現行の流れに対して、改正後につきましては真ん中に、正当な理由もなく命令に従わない場合は公表するという段取りを入れてございます。

以上が4つのポイントでございましたが、それ以外にも、事務的な変更も含めてその他というもので変更したい気持ちがこのときはございました。その1番目、四角囲みの中の(1)でございます。字で書くとするのが難しいのですが、道路運送車両法に基づく登録を受けた自動車で、当該登録に係る使用の本拠の位置が横浜市以外の場合は、禁止地域、大きさ等の基準及び許可申請の適用を除外しますと、このときはしようと思っていたのですけれども、結論から言うとこれは今回の条例には盛り込まないことにいたしてございます。これは、いわゆる広告宣伝車、結構音量を出しながら、特に夜などに多いですが、トラックで宣伝したりする車がございましてけれども、こういった車に関して、横浜市内でも取締りが引き続きできるようにすると。実は、7ページに書いてあることをしてしまうと、横浜市として指導することはもちろんできるのですが、根拠が明確でなくなってしまうという理由がございまして、この部分は今回条例には盛り込んでいないということにしてございます。

最後の8ページ目をご覧ください。その他の(2)で、公共的な目的または公衆の利便に供する目的で掲出する屋外広告物については、目的の正当性を判断するために、附属機関に意見を聴くことができることとするということで、附属機関というのはこちらの審議会のことでございますけれども、こういったものについてもこちらの審議会で見解を聴くことができることを明確にしようかと思って書いたのですが、これも実は、10月初旬に公布した条例には盛り込んでいなくて、こういうことをきちんと書かなくても、今でも当然意見を聴くことはできるので、むしろ書かないほうがいいのではないかという議論が横浜市の中の法制担当からございまして、今回盛り込まないことにいたしました。(3)でございしますが、告示に規定する高速道路・鉄道及び河川に係る禁止地域の適用除外を条例及び規則で規定しますということで、今まで告示で規定していたものを、きちんと条例あるいは規則で規定しようということです。今回これは盛り込んでございます。(4)で、継続申請の申請期限を許可満了日までに変更するということがあったのですが、これは許可満了日だとさすがにぎりぎりです。もう少し余裕を設けようということで、30日前までに変更するということが今回変更してございます。あと、(5)が、屋外広告物を掲出する者について変更があった場合、従前の諸手続等の効力が承継するものとみなす規定を新設するということが盛り込んでございます。6番で、屋外広告物の設置に関する講習会の手数料を規定するということが、これも規定してございます。あとは意見募集の概要でございまして、説明は省略します。

長々話してしまいましたが、今ご説明した参考資料1-1につきまして、3月の時点でご議論いただいて、これに関して市民意見募集をしたということでございます。今回の条例改正、あるいは今日ご議論いただく条例に基づく規則やもろもろの今後改正していくものにつきましては、今ご説明した意見募集をしたときの内容と基本的に合致していると。少しだけ違う場所があるのでそれは後でご説明しますが、基本的にこの内容で今後の規則改正も行っていきたいといった趣旨でございましたので、ここは詳しくご説明させていただきます。

次に、今の意見募集の資料に基づいて市民の方から25件のご意見を頂いたと先ほどちょっと申し上げましたが、その市民の意見の内容が参考資料1-2で、ホチキス留めで10ページほどの資料がございまして。これについて簡単に説明しますが、資料の1ページ目の下のほうをご覧ください。2番で、意見項目の分類と意見に対する市の考え方ということで、表が2つございまして。上の表は意見の分類ということで、先ほどご説明した4つのポイントごとにそれぞれどれだけ意見の数があったかということを示してございます。一番多かったのが、まちの活性化に資する公益性のあるイベントに関するもので、12件といった数字が書いてございます。下の表は、制度見直しの考え方への反映状況と件数ということで、①が制度見直しの考え方にご意見を反映するものということで5件、評価を頂いているもので1件、あるいは今後の参考とさせていただくもので17件、もう既に含まれているのが2件といったこととございます。

その次のページ以降、具体的な頂いたご意見と市の考え方ということで書いてございますので、必要に応じてご覧いただけたらと思ってございます。

長くなって申し訳ございません。ちなみに、次に参考資料2と書いてありますが、少々分厚い25ページあるホチキス留めの資料で、横浜市屋外広告物条例です。これが10月5日に既に公布した条例でございまして。市議会の議を経て改正した条例の内容がこれでございまして、これも必要に応じてご覧いただけたらと思ってございます。

そこで、一番最初の資料にもう一度戻っていただきたいのですが、資料1、A4判の1枚物の資料に戻っていただけますでしょうか。長く説明してしまいましたが、今、この資料の1番のところをご説明いたしてございます。次に2番で、条例改正の概要でございまして。ここは基本的に省略しますけれど

も、さっきの4つのポイントが書いてございます。ただし、先ほどの意見募集のときの資料、4つのポイントと順番を一部入れ替えてございまして、1番目と2番目を入れ替えているのでちょっと違うなという感じはあるかもしれませんが、同じでございます。次に大きい3番で、条例改正に伴う施行規則の改正等の概要で、本日の審議事項でございます。この3番のところが本日ご議論いただきたい部分でございます。先ほども申し上げましたが、条例自体は市会の議を経て10月5日に改正を既に行っておりますが、この条例改正に伴いまして、条例の施行規則の一部改正並びに広告物活用地区の指定及び協議基準を定める必要が出てきてございます。これもポイントごとに書いているのですが、まず1つ目のポイントの、まちの活性化に資する公益性のあるイベントの協議制度のことを、イベント広告物協議制度とここでは書いてしまっていますが、イベント広告物協議制度の新設に伴って、対象地区と協議基準を定める必要がございます。対象地区と協議基準は条例に書いてございまして、条例は基本的なことしか書いていないので、細かいことは施行規則や、あるいはそれ以外の告示などでカバーしていくのが通常なのでございますけれども、対象地区と協議基準については条例には記載しないで施行規則などのほうに記載しようと考えてございまして、その記載の仕方、手法として、広告物活用地区という既存の制度がございますが、この広告物活用地区の指定という形で、この対象地区と協議基準をきちんと明らかにしようという意味合いでございます。これについて、まず説明しなければいけません。

資料2をご覧くださいませうでしょうか。いろいろ資料が飛んで申し訳ございません。2枚物のホチキス留めのものでございます。資料2につきましては、イベント広告物協議制度の対象地区と協議基準についての告示案でございまして、先ほどパブリックコメント、市民意見募集のときにご説明した内容を、ちゃんとした告示という形の字面にするところなるというふうにご覧いただけたらと思うのですが、大きい1番はまず区域の話です。近隣商業地域及び商業地域とするということでございます。ちなみに、横浜市の中で近隣商業地域及び商業地域がどこにどれぐらいあるのかという図面がないのですが、スクリーンでご覧いただきたいと思っております。これは横浜市場でございまして、市場の真ん中あたりが横浜駅で、赤っぽくなっています。赤が商業地域で、見えづらいかもしれませんが、ピンク色に着色したのが近隣商業地域となっております。赤い地域は真ん中の横浜駅周辺、あるいはみなとみらい地区または関内地区、前の市役所が建っていたところです。こちら辺が横浜市の都心部でございますが、ここが大体商業地域に指定されてございます。あと、ここは新横浜駅の北側のところです。あと、少しまとまってあるのがセンター南。センター北駅とセンター南駅がありますが、港北ニュータウンのセンター地区といわれているところに少々まとまったエリアがございます。それ以外、ピンクの地域はちょびちょびといろいろあるのですが、各鉄道駅の駅前が少しずつ指定されているといったことが横浜市の場合は多くなってございます。これは都市計画で決めている地域名でございますので、横浜市の都市計画で決めている地域を使って、今回場所を限定しようということでございます。

続きまして、協議基準については、資料2の2というところに書いてございまして、(1)は先ほどと同じことが書いてあるのですが、主催者がいずれかに該当することということで、国、地方公共団体、公益法人等でございます。(2)は次のいずれかの内容ということで、これも先ほどと同じで、地域の振興等でございます。というふうに、先ほどパブリックコメント、市民意見募集のときに書いて、また本日も説明させていただいたことが、そのまま順番に字で書いてあるといった内容になってございます。3ページまでです。

ただ、1か所だけ違うところがございまして、先ほども少し申し上げたのですが、商業地域と近隣商業地域についての色分けを少ししたいとその後考えました。2ページ目の(7)をご覧くださいませうと、ここを読みますと、投影広告物、映像装置を使用する広告物等または規則第4条第3項第2号に規定する点滅装置を使用する広告物、これらを投影広告物等といいますが、いわゆる投影広告物については、商業地域外に表示し、または設置しないことというのを、先ほどのパブコメの案にはなかったのですけれども、ここだけ追加してございます。これはどういうことを言っているかということ、いわゆる投影広告物、先ほどのプロジェクションマッピングみたいなものについては、この制度を使っては商業地域しか設置できませんということを言っておりまして、この絵でいう近隣商業地域、ピンク色のところは、この制度を使って投影広告は緩和しませんという意味でございます。先ほど申し上げましたが、近隣商業地域というのは、いわゆる郊外部の駅前に多くございまして、そういった郊外部では大々的な投影広告はそぐわないだろうという考えでございます。基本的に都心部に限って、前やったファイナルファンタジーやポケモンのイベントなどの際の夜行う投影広告については、郊外部はやめにして都心部だけにしましょうという意味でございます。ただ、郊外部で何もできないかということそうではなくて、普通の申請においてやる分には、投影広告物も当然表示できると。今回、この制度は大きさの基準を緩和するのが目玉でございまして、大規模な投影広告物をできるようにするという意味なのですが、

普通サイズの投影広告物であれば郊外部でも当然できるのですが、大規模なものは都心部に限りましようという趣旨で挿入したのが（７）の部分でございます。それ以外は先ほどのままのことが書いてございますので、説明は省略させていただきます。以上が資料２でございます。

続きまして、また一番最初のメインペーパー、資料１に戻っていただけますでしょうか。資料１の３番、（２）でございます。投影広告物の大きさ等の基準を定めますということ。（３）が、屋外広告物の点検義務及び維持管理主任者の設置義務の新設に伴って、それらの範囲あるいは屋外広告物の範囲を定めるということ。（４）が、違反した場合の公表制度の新設に伴って、その内容や手続を定めるということ。（５）でその他がありますが、この（２）から（５）までのものについては、施行規則で細かいことを定めることにしたいと思っております、その資料は資料３でございます。少々分厚い資料でございますが、横型のホチキスで２か所留めになっているものです。①、②、③、④とありまして、これも基本的には先ほどご説明した内容が、わざとではないのですが難しい表現になっているのですけれども、規則の形にするとうるさかき感じになりますということで、表の右側の規則改正案という欄が改正の内容でございます。中ほどが現行の規則、一番左側がそれに対応する条例の部分でございます。今回は一番右の列の規則改正案に修正したいということが書いてあって、これも説明すると非常に長くなってしまいますので、説明自体は割愛させていただきますけれども、先ほどの市民意見募集を行ったときの内容を規則の案という形で書くとうるさかき形になってしまうということでございます。非常に説明がしにくくて申し訳ございません。今日、議論としてはこれを議論いただくということでございますが、中身は基本的に先ほどと同じものでございます。

最後に、ちょっと付け加えて、違うところは申し上げなければいけないので、今の資料３の最後のページをお開きいただけますでしょうか。１２ページ、１３ページを見開きで開いていただきますと、４つのポイント、プラスアルファのその他について記載してございます。先ほどもその他のところで説明した上の四角囲みを見ていただきますと、禁止地域の制限緩和を新設したため、制限緩和の基準を規則で定めるということで、これまで告示で定めていたものを条例あるいは規則に格上げしてきちんと定めたいと思っておりますのが１ポツ目でございます。なお、米印で書いてございますが、今回、条例及び規則改正に伴って、これまで告示で定めていた内容については削除するといったことを事務的にしようと考えています。その他の２ポツ目で、横浜市景観計画に屋外広告物の掲出に関する行為の制限が定められているため、その制限内容を規則で定めるということで、実は、先ほど市民意見募集あるいは３月にこの場でご意見を伺ったときに、これは言っていないことなのです。どういうことかということ、別途景観計画を横浜市はつくっていますが、こちらに屋外広告物、景観計画を定めている地域というのが関内地区あるいはみなとみらい地区と、みなとみらい新港地区、山手地区で、いわゆる横浜の都心部のみ景観計画上、屋外広告物に関して基準を設けてございます。こういうものは駄目とか、こういう色合いにしてくださいとか、そういった基準が別の景観計画に定められているのですけれども、こちらで定めている基準をこの屋外広告物条例あるいは規則でも同じことを定めるというか、こちらにきちんと書いて分かりやすくするというか、法制度上分かりやすくしたいと思っております。これも今定めている基準をそのままこちらに移し替えてくるということなので、事務的変更だと私は考えてございますが、そういったこともこの際やりたいと考えて今日ご提案させていただいているものでございます。今言ったのは、具体的には１３ページの条例でいうと第１６条のところや、新しい規則でいうと第６条のところ、第６条に別表のとおりとすると書いてあるのですが、この別表はすごく多いので、今日の配付資料としては省略させていただきます。

長くなりましたが、説明は以上でございます。すみませんでした。

（岩村会長）

どうもありがとうございました。非常に大部な資料のご説明で、皆さん分かりましたか。ほとんど分からないですよね。いずれにしても説明が終わりましたので、これより審議に入りたいと思います。横浜市屋外広告物条例の一部改正に伴う同条例施行規則の一部改正並びに広告物活用地区の指定及び協議基準の案について、ご意見がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。どうぞ。

（齋藤（和）委員）

意見募集の意見をまとめてある参考資料１－２の９ページの一番下にある意見なのですが、「点検者とか管理者とか仕組みが複雑でわかりにくい。言い回しのせいかもしれませんが、結局何かあったときには管理者の責任になるのか。」という質問ですよ。これに対する横浜市の考え方がちょっと私は分からなくて、落下の事故が発生した場合は管理者にも撤去命令が及びますとあります。質問としては責任を問われるのかということに対して、落下事故が発生したときに撤去命令が及びますということは、落下事故で例えば人が出たとか物が壊れたということに対しての責任はないということなのです。

か。落下したものを撤去する撤去命令が及びますという意味なのでしょうか。この意味が分かりません。

(岩村会長)

いかがでしょうか。僕もその辺が分からなかったのですが。

(事務局) 吉田景観調整課長

それ以外の責任がないということではないです。撤去命令が及ぶ場合があるし、それ以外の落下の事故に対して何か発生した場合に、管理者にも通常の場合は責任が及ぶものと考えております。文字であると、そこがまるでないかのように読めるということですね。ただ、本市の条例の中では、撤去命令だけは明文化されているということで、ぶつかってけがをされた方は、もちろんそれは責任はあると思いますが、別の法体系の中で、裁判とかそういう中で責任ということなので、ここではこういう書きぶりにしてしまったということでございます。

(岩村会長)

今のご意見は多分、市の返答としてもっと明示的に書くべきではないかということだったと思うのですが、いかがでしょうか。

(事務局) 吉田景観調整課長

この本市の考え方の紙自体は、既にホームページでは公開しているものでございます。これはこれということで、既に公開してしまっているものでございます。

(岩村会長)

勘弁してよということですね。今のご返答でいかがですか。

(齋藤 (和) 委員)

おっしゃっていることは分かるのですが、多分質問をした方がこの回答を読むと、撤去命令、撤去しなさいと言われること、そういう責任があるのだということは分かって、それ以外がないと思ってしまう可能性はあると思います。あと、さっきの質問から少しずれてしまうかもしれませんが、管理者の名前が当初、管理者と言っていたのが、最終的に違う名前がつかましたよね。維持管理主任者という、これは今までなかったですよ。

(事務局) 吉田景観調整課長

申し訳ございません。そこの部分は本日の説明で落としてしまいました。パブリックコメント、市民意見募集のときに議論いただいたものでは単に管理者という言い方をしていたのですが、もともと管理者という人もいるわけで、今回は特にその広告物についてきちんと管理する個人の名前、個人を特定してほしいという意味でございましたので、名称を維持管理主任者と訂正してございます。管理者自体は、本当に所有している会社名、会社の代表取締役とかそういった方が管理者とこれまでもなっておりますので、その人、そのものとは違うと、区別するために維持管理主任者と名称を変更させていただいてございます。

(齋藤 (和) 委員)

まさにこの質問者が言っている、言い回しが複雑で分かりにくいというのが余計分かりにくいと思うのですが、それは一旦置いておいて、そうすると、今までは管理者は誰でもよかったと。今度は、一定規模以上のものについては有資格者でなければいけませんとなりましたが、有資格者でなければいけない管理者というのは新しい維持管理主任者のことですか。従来どおりの管理者は今までどおり資格は要らないということですね。

(事務局) 吉田景観調整課長

そのとおりです。申し訳ございません。

(齋藤 (和) 委員)

分かりました。

(岩村会長)

分かりにくいですよ。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

(田中委員)

参考資料1-1の7ページの措置命令から強制撤去までの流れの中で確認と質問なのですが、違法な屋外広告物を掲出する者に対し撤去・改修等の命令で、その次に、正当な理由もなく命令に従わない場合、掲出者名も含めその旨を公表とあります。違法な屋外広告物を掲出した場合の撤去・改修命令をいきなり出すわけではなくて、その前に当然、事情聴取がなされるという理解でよろしいですよ。

それともう一点、正当な理由もなくというのですが、イメージとしてどんなものがこの正当な理由に

該当するののかということ、正当な理由かどうかというのはどういう手順で、誰が判断するののかというのを教えていただければと思います。

(事務局) 吉田景観調整課長

ありがとうございます。まず、命令を出す際には、法文上はいきなり命令書を出してもいいということになっていますが、通常の場合はその前に勧告を出すのが通例だと思いますので、勧告した上で呼出しや、勧告書に事情を聴きたいのでいつ来てくださいというのが通例ではございます。本当にいきなりやるかということ、そうではない場合が多いと思います。

(田中委員)

正当な理由というのは、どのようなものをイメージしたらいいですか。

(事務局) 吉田景観調整課長

当事者が例えば外国に行っていて我々の意思が伝わっていないとか、あるいは大規模な災害が起こってしまって、世の中がそれどころではないような状態になっているなどというのが正当な理由に該当するものと考えてございます。

(岩村会長)

よろしいでしょうか。

(田中委員)

ありがとうございます。

(岩村会長)

ほかに何かご意見ございますか。

私から質問があるのですが、審議事項イ、資料2です。ホチキス留めの2枚のものですが、2ページの(7)のところ。投影広告物、映像装置を使用する広告物等または規則第4条第3項第2項に規定する点滅装置を使用する広告物等(以下「投影広告物等」という。)は、商業地域外に表示し、または設置しないこと。この一番最後のところがよく分からないのですが、商業地域外に表示しなさいと言っていて、あるいは設置しないというのは、どういうふうに理解すればいいのですか。

(事務局) 吉田景観調整課長

ありがとうございます。ここの文章の読み方で、法文で書くところいうふうになってしまっているのですが、商業地域外には表示もできないし設置もできないということを言っています。

(岩村会長)

そうなのですか。では、「または」ではないですね。表示も設置もできないと言いたいわけですね。

(事務局) 吉田景観調整課長

そうです。

(岩村会長)

つまり、これだと商業地域外に表示しなさいと言っているようなものです。

(事務局) 吉田景観調整課長

表示もできないし設置もできないということをこういう文章にした場合、「または」を使うのが今はいいのではないかという判断でこういうふうになっています。

(山崎委員)

でも、やはり今先生がおっしゃったように読めてしまいます。商業地域外に表示しなさいと。

(岩村会長)

そう読めないこともないですが。

(事務局) 吉田景観調整課長

いま一度、横浜市の中の法制担当にも確認しながら文言を……

(岩村会長)

つまり、商業地域外に表示しなさいと言っているような気がするわけです。

(事務局) 吉田景観調整課長

そういうふうに会長に言われてみるとなるほどだと思います。

(岩村会長)

ほかにいかがでしょう。どうぞ。

(馬場委員)

参考までに教えてもらいたいのですが、近隣商業地域と商業地域がこの図面ですとよく分かりません。今、18区ありますけれども、各区にあるのですか。

(事務局) 吉田景観調整課長

はい。少なくとも近隣商業地域は各区に必ずあります。

(馬場委員)

市連会で聞かれる場合もあると思うので、戸塚はもちろんありますよね。

(事務局) 吉田景観調整課長

かつて副都心と呼ばれていた戸塚でございますので、商業地域もある程度ありまして、その周りに近隣商業地域もございます。

(馬場委員)

分かりました。これは市のほうで資料として出されているところはあるですか。

(事務局) 吉田景観調整課長

もちろんございまして、詳しく見られるのはマップーという地図の検索システムで、横浜市のホームページの中にあります。マップをちょっとかわいくマップーと言っているのですが、それで検索するとすごく細かく、ご自分の家が何地域なのかということももちろん分かります。あと、今日は持ってこなかったのですが、大きくてこれがきちんと色分けされた地図も売ったりしてございます。

(岩村会長)

都市計画図というのを見ていただくと、色づけがはっきりされていて分かります。

(馬場委員)

ありがとうございました。

(岩村会長)

ほかに。どうぞ、山崎さん。

(山崎委員)

今ずっと広告物として話が進んでいますよね。プロジェクションマッピングみたいな投影物ですが、ここにも、広告物ではない動画表現及び光表現の規制基準についてということが出ていて、アートは別ではないかと書いてあります。広告とアートは別の規制にしたらどうかというご意見に対して回答では……。

(事務局) 吉田景観調整課長

参考資料1-2の3ページですね。

(山崎委員)

本市の考え方としては、アートについても屋外広告物法で規制すると書いてあります。そうしますと、屋外広告物はこういうところで審議して、アートに関してはどこで審議をなさるのでしょうか。これはアートだからと持ってくる人もいますよね。それについても、このご意見の方に答えて、屋外広告物と同じ規制で本市はやっていますみたい書いてあります。それはどこで、このアートだったら出してもいいとか、出してはいけないとか決めているのでしょうか。

(事務局) 吉田景観調整課長

ありがとうございます。アートについても、原則はやはり表示して自分の意思を伝えるという点で言うと、屋外広告物法で定義があるのですが、屋外広告物に該当するものがあるだろうと考えています。それを許可するか許可しないかというのは、小さいものとか通常のものであれば、我々の課で許可の申請を頂いて、それを許可するという手続をさせていただきます。もし、さっきの映画のスクリーンではないですが、特に大きいものとか通常の許可の基準に合わないものがあつたとき、それでも何か出すというようなことをする場合には、先ほどの19条の特例の許可をこの場で議論いただいたりすることがあると考えてございます。

(山崎委員)

去年だったか一昨年だったか忘れましたが、夜空にあまり美しくないおじさんの顔が投影されたというのがありました。あれはどこだったかしら。東京ですか。ありましたよね、夜空におじさんの顔だけが……

(事務局) 吉田景観調整課長

代々木公園で、バルーンみたいなもので浮いたものですか。

(山崎委員)

あれはバルーンなのですか。ああいうものもプロジェクションマッピングなどでどんどんできるようになると思うのですが、私はネットで見たのですが、すごく不気味で気持ち悪くて、誰でも見えるところにああいうものが出てきたら嫌だと思いました。広告物ではなくてアートだと言われてしまうと、アートの方面でまた考えなければいけないのではないかと思います。そういう場合はバルーンである

うと、プロジェクションマッピングであろうと、どういうふうに規制をかけたらいいか、どこへ許可を持っていくのか知りたいと思いました。

(事務局) 吉田景観調整課長

ありがとうございます。私もその記事を見た記憶があつて、たしか東京の代々木公園辺りだったと思うのですが、すごく大きい、人の顔が描かれている風船で、上に上がって結構どこからでも見えるみたいな、白黒の、日本人っぽくない顔だったような感じがしました。

(山崎委員)

私もネットで小さいのを見ただけですが、何人（なにじん）か分からないけどおじさんでしたよね。

(事務局) 吉田景観調整課長

そうですね。たしか、男性の顔でした。それ自体は何かのアートの活動としてやっておられるのだと思うのですが、やはり屋外広告物法で規制するものだとも思いますので、ほかの法律でも規制するものがあるのかもしれませんが……

(山崎委員)

では、東京はあれを許可したということですか。ゲリラ的にやられたら怖いなと思います。多くの方が多くの場所から、いやでも見えてしまうものですから。

(田中委員)

ネットによれば宇都宮と書いてあります。ネットの記事と写真によると、宇都宮の空に浮かぶ男の顔が見えます。

(中谷委員)

これだと、7月16日に代々木公園で。でも、主催が東京都と公益財団法人東京都歴史文化財団アーツカウンシル東京と書いてあります。公共ですね。

(山崎委員)

でも、たとえそれがおじさんでなくてマリリン・モンローみたいな美女だったとしても、すごく気持ちが悪いです。夜空に巨大な首が浮かんでいるというのは、見たくないですね。

(中谷委員)

バルーンというか、気球ですね。

(田中委員)

不気味ですよ。

(事務局) 吉田景観調整課長

確かに私も不気味だと思いました。アートということで東京は認めたのでしょうか。

(中谷委員)

主催が東京都になっているのです。

(事務局) 吉田景観調整課長

宇都宮のものも、多分代々木のものと同系列ですね。顔はちょっと違うような感じがしますが、同じアーティストがやっているのではないですか。

(岩村会長)

アートと広告物の線引きというのは非常に難しく、時代とともに変わりますよね。それから、バンクシーみたいにいたずら書きがアートになったりという場合もありますよね。ですから、それについては審議会等でいろいろ議論した上でよしあしを決めたいのではないのでしょうか。これはよしあしではないと思うのですが。なかなか難しいですが、いかがですか、小泉先生。

(小泉副会長)

私もそう思います。今、プロジェクションマッピングのお話がこういう場の上で規定されて、条例などでうたわれるようになってきたわけですが、もともとは新しいものが出てきてどうしようということ、段階を踏みながら議論してこうなっていったのだと思って伺っていました。あと、その辺の街に落書きをするようなゲリラ的なものからスタートして、世界的に認められるようなアーティストも何人も登場しているのですが、法的にそれが合っているかという立場から見られると、そうではないものもたくさんあります。今、屋外広告物という、街の中に表現されるものという角度から私たちが見て審議をする場では同じように扱っていくということだと思っておりますが、きっといろいろな面からそういう検討がされていく過程の時期なのかと思って伺っておりました。

(岩村会長)

どうぞ。

(泉委員)

イベント広告物協議制度について、条例の定め方などのところから少し教えていただきたいのですが、今回の横浜市屋外広告物条例の第10条第3項がこちらの協議制度を定めたもので、第4項で協議基準を定めることとして、今回資料2にあります基準案が配られ、今、審議にかかっているという認識でよろしいでしょうか。

その中で、条例第10条第3項を見ますと、まず、この協議制度を使う場合には条例第6条第1項の適用は除外するとありますので、ここは説明していただいたことと少し重なってしまうのですが、条例第6条にあるような禁止地域、例えば東名高速道路の中心線から水平距離500メートル以内の地域でも一応投影は可能になる、また、条例第7条も除外されるということですので、この点も既にご説明と少し重なりますが、禁止物件である橋りょうや街路樹といったものへの投影が一応可能になる、もう一つは、条例第16条第1項も除外されますので、映像装置のほか、今回、投影広告物について規則で定められている、規則の第6条第1項第10号の基準を満たさなくても、一応は可能になるという理解になるのでしょうか。

他方で、追加のご質問で、適用が除外されないものも確認しておきたいのですが、条例の第10条第3項の適用除外には、条例の第8条は記載されておりませんので、条例第8条の、例えば、第8条第2項第4号にあります「道路交通及び海上交通の安全を阻害するおそれのある広告物等」は設置できないという、この制限は変わらずかかっていくと。その意味では、交通の安全ですとか、そういう基本的なところは要件を満たすことが前提だという理解でよろしいでしょうか。かなり要件を緩和して拡大する方向の一方で、交通の安全や公衆の安全は非常に大事かと思ひまして、確認です。

(岩村会長)

どうぞ、いかがでしょうか。

(事務局) 吉田景観調整課長

そのとおりでございます。

(泉委員)

もう一つ、先ほどの別表というお話なのですが、条例第16条第2項も除外されずに適用されますか。

(事務局) 吉田景観調整課長

そうです。

(泉委員)

そこで具体的にご質問なのですが、高速道路に関しては、何かこの範囲では指定できないというような制限が残るのか。あるいは、禁止地域としては除外されて、近くまで投影はできるけれども、一般的な条例の第8条にある交通の安全を阻害しないことですか、条例の第10条第4項にある協議基準の中で定められている、各種の安全に配慮するような基準を満たすことが必要であるということがかかただけで、特に、この範囲ではできないということは定められていないということになるのでしょうか。

(事務局) 吉田景観調整課長

まず、今回の制度が適用できる地域が、後ろでいう商業地域と近隣商業地域に限るとするのがまず大きいのですが、それ以外、高速道路から何メートル以内といったところについては基本的には除外すると。ただし、おっしゃっていただいたような、道路の交通安全に関するところについてはきちんと配慮しなければいけないということが、先ほども条例上抜いていないということもありますし、今回の制度をつくる際の要件の中では、道路交通の安全に配慮し、支障を及ぼさないこととして、具体的には読ませる広告や規則的なパターン模様、表示内容が信号や道路標識等の記号と混同するおそれのあるものなどは具体的に駄目ですと書いてございますし、関係する交通管理者あるいは道路管理者と協議し了承を得ることということも、今回の協議基準の中では明記する予定でございます。

(岩村会長)

よろしいでしょうか。

(泉委員)

ありがとうございます。1点だけ、そうしますと、交通の安全は、包括的な条例第8条だけではなく、協議基準も非常に大事になってくるかと思ひます。そこで、資料2の基準案の3ページにある(14)なのですが、この読み方は、広告物等の表示内容が、歩行者、車両運転者等の注意を著しく引く恐れがあるもので、次に掲げるものに該当しないこととあるのですが、これは、「かつ」、次に掲げるものに該当しないと読むのでしょうか。あるいは、包括的に歩行者や車両運転者等の注意を著しく引くおそれがあるものは禁止されて、「加えて」、次に掲げるものについては例示として禁止されるということになるのでしょうか。

(事務局) 吉田景観調整課長

3ページの(14)の読み方としては、「かつ」ですね。

(泉委員)

私も「かつ」で読むのではないかと思うのですが、そうしますと、読ませる広告や規則的なパターン模様以外で何か、私もちょっとその先は分からないのですが、注意を引くようなものですか、そういったものはやはり同じように規制したほうがよいのではないかとということですか、もう少し包括的な道路交通と海上交通の安全に配慮し、支障を及ぼさないというような、総論的な要件をこの基準の中に定めることはないのかということが一つ気になりました。

(事務局) 吉田景観調整課長

ありがとうございます。おっしゃっている意味はよく私も理解できるというか分かりますので、一度この部分については検討させてください。我々の法制部門とも協議しながら、安全の面ではきちんと担保が取れるような文言にしたいと思います。ついでに言いますが、ここに書いていないとしても事前協議をする制度になっていて、事前協議をして、協議成立といった場合でないと緩和が使えないとしているので、我々市側と事前協議をする中で、例えばこれとこれに該当しなくても、それはやめてもらいたいと、我々あるいは交通管理者、道路管理者の意見を聴きながら、そういった意見を事業者側に言えば、それは制限できると考えてございますので、その点を申し添えておきます。

(泉委員)

分かりました。ありがとうございます。

(岩村会長)

どうもありがとうございました。

ほかにご意見ございますか。時間が詰まってきましたので、ほかに質問がないようでしたら、本件は幾つか宿題が残りましたが、了承するというところでよろしいでしょうか。

(了承)

(岩村会長)

ありがとうございます。それでは、本件につきましては以上とさせていただきます。

なお、冒頭でもお話ししましたとおり、審議事項ウ、第2回横浜サイン賞第一次選考につきましては非公開とする旨、決まりましたので、順番は最後として、先に報告事項の説明をお願いしたいと思います。

報告事項

ア 屋外広告物の安全啓発の取組について

(岩村会長)

まず最初に、報告事項ア、屋外広告物の安全啓発の取組について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 吉田景観調整課長

それでは、報告事項アと右肩に書かれたA4判の1枚の資料がございます。安全啓発の取組につきましては、この審議会で毎回、今どんなことをやっているというご報告をさせていただいてございます。その一環で今回もご報告させていただこうと思っております。

まず1番、安全点検まち歩きで、商店街を対象に、一緒に街を歩きながら点検したりしようという企画でございますけれども、令和3年度も実施してございます。その状況でございますが、募集としては、5月28日に市内の商店街260団体に募集チラシを送付しましたところ、7月16日が締切日だったのですけれども、応募団体として長津田商店街様、たまプラーザ商店会様の2つの団体から応募がございました。通常、5団体ぐらいやってございまして、今回も5団体を限度に行おうと思っていたのですが、残念ながら2つの団体しか応募がございませんでした。考えるに、コロナの非常に悪化している時期でございまして、商店街様もそういった感じではないとか、あるいはこれでまた人が集まるのはいかがなものとか、そういうお考えがあったのかなと推測しているところなのですが、2団体でございました。今後、もう来週なのですが、11月中旬に長津田商店街あるいはたまプラーザ商店会まち歩きを実施する予定にしております。その結果については1月に報告書を作成しまして、それぞれの商店街様にお渡しするという事になってございます。表の下ですが、このほか、本市の協力の下、一般社団法人神奈川県広告美術協会様におきまして、安全点検の啓発を目的とした動画を作成するという事で、ご協力を賜る予定になってございます。この動画については、DVDに焼きまして、市内の各商店街に年度末以降に配布したいと考えてございます。

次に2番で、その他の取組でございまして、屋外広告物の許可の申請が出ていないもの、未申請の屋

外広告物への指導ということで、（１）令和２年度分で調査するという事は前回申し上げているかと思いますが、その調査結果でございます。屋上看板及び袖看板を含む申請で許可期限が切れている物件が、今回全市ではなくて４区だけなのですが、４つの区で合計１９９件ございました。これを一つずつ現地で調査した結果、除去済みであるものなど、許可不要な物件が８６件ございました。そうでない１１３件につきましては、引き続き、本来であれば許可申請が要するといったものでございましたので、所有者などの皆さんに対して、現在、指導を継続して行っているところでございます。この中で、許可申請を頂いたものもあるし、あるいは改めて除去したといった例もございます。引き続き指導しているというところのご報告でございます。（２）で、令和３年度の調査も現在、実施中でございます。９月の中旬から１１月の中旬にかけて、ちょうど今ですが、今度は中区、港南区、保土ヶ谷区の３区の２２０件を対象に現地調査を今、実施中でございます。指導対象の物件を同じように抽出した上で、１２月下旬に、またこれに対しても指導を行ってまいりたいと思っております。資料については以上です。

（岩村会長）

ありがとうございます。説明が終わりましたので、これより審議に入ります。屋外広告物の安全啓発の取組について、ご発言がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

特にないようですので、本件につきましては以上とさせていただきます。

イ 観覧車の照明演出について

（岩村会長）

続きまして、次第３、報告事項イ、観覧車の照明演出について、事務局からご説明をお願いします。

（事務局） 吉田景観調整課長

その次の報告事項イと右肩に書いてある、これも１枚の両面刷りの資料でございます。それをご覧ください。観覧車の照明演出でございますが、こちらもやったものについて報告させていただいてございますけれども、今回は３月から本日まで３件ほどございましたので、ご報告します。

１番目が「ガーデンネックレス横浜２０２１」ということで、横浜の街を美しい花と緑でつなぎ、街の活性化やにぎわい向上に資するイベントでございます。日時が３月２７日から６月１３日ということで、

（５）の照明演出の内容のところを見ていただきますと、実施日がそんな感じで、表示時間は毎日２０時から１０分間、１分半のプログラムを繰り返し表示ということをやりました。表示内容は、ガーデンネックレスのテーマフラワーであるサクラとバラとチューリップでございます。花の見頃の時期に合わせて表示。下に写真がございますが、左側がサクラでございます。真ん中がチューリップでございます。右がバラでございます。この３種類を、日を分けてやったということです。

裏面をご覧ください。２つ目で「第４０回横浜開港祭」でございます。これは６月２日、ご存じのとおり開港祭の日に３分のプログラムを１５分ごとに表示したということで、表示内容は今回、横浜開港祭のロゴデザインである波やいかり、「祝開港」などの文字、あとＳＤＧｓ推進のためのカラーホイールを表示ということです。下の写真をご覧くださいますと、左側に「祝」という字が出ていますが、祝開港の祝ですね。字が流れるようになっていたと思います。右側がＳＤＧｓのカラーホイールで、１７色の色がある丸いマークがありますが、それを観覧車で表現したということで、１７色になっているということです。それが２つ目です。

３つ目が東京オリンピック・パラリンピックでございます。５）の照明演出の内容のところをご覧くださいますと、実施日が令和３年７月２３日から８月２日ということで、１９時から２０時、３分４５秒のプログラムの繰り返しです。表示の内容は、名称を表示するのと、今回のオリンピックでちょっと話題になりましたピクトグラムを表示したということです。これはオリンピックの期間中、あとパラリンピックの期間中もずっとやる予定だったのですが、８月２日で終わりました。というのは、８月２日から神奈川県が緊急事態宣言になってしまいましたので、緊急事態宣言の始まりと同時に、やる予定だったものは終了したということになってございます。写真は動くピクトグラムで、動いていないので分かりにくいと思いますが、左側の写真が何やら走る人のピクトグラムです。陸上か何かのピクトグラムだと思います。右は、ちょっとこの写真だと分からないのですが、何かのピクトグラムが写っているということになってございます。というような３種類の観覧車を使った演出をしておりましたので、ご報告でございます。以上でございます。

（岩村会長）

ありがとうございます。以上が説明でしたので、これから質疑に入りたいと思います。観覧車の照明演出について、何かご発言がありましたらよろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

特にないですね。ありがとうございます。では、本件につきましては、これまでとさせていただきます。

ます。

審議事項

ウ 横浜サイン賞第一次選考について

(岩村会長)

ここで、審議事項ウに戻ります。審議事項ウは非公開ですので、改めて傍聴人の有無を確認します。

(事務局) 吉田景観調整課長

傍聴人はいらっしゃいませんので、続いてやりたいと思います。

(岩村会長)

ありがとうございました。それでは、次第2、審議事項ウ、第2回横浜サイン賞第一次選考についての審議に入ります。審議事項ウについて、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局) 吉田景観調整課長

審議事項ウで、これもクリップ留めで留まっています、中で資料が幾つかございます。まず、表紙にあります「審議事項 ウ 第2回横浜サイン賞第一次選考について」というペーパーをご覧ください。はじめに、ここは言っているので、ご存じのとおり、今回、横浜サイン賞の開催を今、進めているところでございます。2番で、令和3年度のスケジュールを改めて申し上げますと、6月から7月にかけて候補作品の募集をいたしました。飛びまして、10月18日にデザイン審査部会を開いてございます。デザイン審査部会は、一次選考の通過作品の候補を選定しています。11月8日、本日この審議会で一次選考を確定していただくということをお願いしたいと思っています。今後、12月18日、19日、これは土日なのですが、横浜サイン展、パネル展を実施します。場所などは、また後ほど言います。それで、来場者投票を実施した上で、1月7日、これは日にちをもう決めているのですが、デザイン審査部会をもう一度開いていただいて、二次選考作品を選んでいただいた上で、1月下旬、これはまだ日にちは未定ですが、この審議会で二次選考を実施すると。2月の下旬から3月上旬にかけて、日にちはまだ未定なのですが、表彰式をやりたいと思っています。3番の応募状況でございますが、6月10日から7月31日に募集した結果、応募件数については148件ということでございます。4番の一次選考通過候補作品でございすけれども、部会で議論いただいて、資料3にございます31の作品を選んでいただいております。後でご覧いただけますが、説明は今の資料を続けてやります。

2ページ目をご覧ください、5番で、横浜サイン展についてのご案内でございます。12月18日と19日の日曜日に、場所は横浜新都市ビル新都市プラザとあって、どこかという感じでございますけれども、横浜そごうの入り口の時計の広場でございます。そう言ったほうが皆さん分かりますと思うのですが、あそこは新都市プラザといいます。地下2階の歩行者の通行量が多いところでパネル展を実施したいと思っておりますので、ぜひ皆様もご都合のつく方はご覧いただけたらと思っております。6番で、二次選考についてのやり方の案でございすけれども、基本的にはデザイン審査部会で選定するのですが、選定の流れといたしましては、今申し上げた横浜サイン展のときに一般市民の方にお声をかけさせてもらって、投票してもらいます。アンケート調査というか紙を配って、どれがいいと思いますかというようなことを書いてもらいたいと思っております、それで、31の作品のうち、1位から5位のもものが例えば4点、6位から10位が3点といったような点数づけをしていって、さらに部会の委員が3名ほどいらっしゃいますけれども、部会の中でも同様に1点から4点の点数をそれぞれの作品につけていただいて、その合計得点で上位10作品程度を選定してはどうかと思っております。部会でもんでいただいた上で、こちらの審議会で改めて承認いただくといったことを考えています。また、部会において選外となった作品についても、次回の審議会の中で、これはと思うものがございましたらお選びいただくことも考えてございます。7番で、それを表彰作品とすると。受賞者には記念品の贈呈と、今回記念プレートをつくって、なるべくお店のところに貼ってもらおうと思っております。「第2回横浜サイン賞受賞作品」などというプレートをつくって、それをできれば貼ってほしいというお願いをしたいと思っております。今申し上げた手順をフロー図にしたものを次のページにつけておりますが、必要に応じてご覧いただけたらと思っております。

それが流れでございまして、資料としては、資料2に記者発表資料です。6月10日、募集を始める前の記者発表資料が参考でついています。あとその次に、募集した際のパフレットも参考につけてございます。

資料3で、ページ数が振っていないのですが、7、8枚のホチキス留めの紙がございすますが、そこで一次選考通過作品の候補ということで、まず1ページ目に一覧表が出てございす。この一覧表に31ほどございす。その次から一覧表の個票番号が1とか3とか6とか書いてございすますが、その番号順に

候補作品の写真がございます。大体近景と、ちょっと離れたところからの遠景の2枚ずつ、基本的には印刷してございます。応募の際に、応募されてきた方に送っていただいた写真をそのまま使っています。こんなものですよというのをご覧いただけたらと思います。こちらにつきましては、本日ご承認いただければご承認いただいて、その後、横浜市、事務局のほうでそれぞれの作品の所有者の方に確認する作業をいたします。今回、募集に当たって、自薦はもちろんなのですが、他薦でもオーケーという形で募集してございまして、実は、他薦の場合は看板の所有者の人がこれに応募されていることを知らない場合がございます。その場合、こういうものが応募されて一次選考に通っていますとお伝えして、パネル展をやるのでいいですよねというか、念のため確認するという作業を事務局でしてまいります。中には、うちの店はあまり目立ちたくないでパネル展みたいなものには出してほしくないとか、そういう方もいらっしゃるかもしれないので、そのための確認でございまして、いらっしゃった場合は、これがパネル展の時点で少し数が減ってくるのが想定されると申し添えます。説明は以上でございます。

(岩村会長)

説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。発言がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

(事務局) 吉田景観調整課長

私が振ればよかったかもしれませんが、部会の部会長は小泉先生にやっていますので、何か補足があれば。

(小泉副会長)

部会長をさせていただきましたが、岩村先生と山崎先生と市の事務局のご担当の方と一緒に審査させていただいて、選ばれたのがこの31点ということになっています。今の時点では、私たちが何か意見を聞かせて、すり合わせてこれになったというよりは、それぞれが推薦できるものとして選んだものが網羅されているような状態になっています。何点ぐらい選んでくださいということでルールを決めてそれぞれが選んだのですが、拝見すると、私が選ばなかったものもほかの先生が選んでくださっていたりということで、おしなべて、全体の応募の中ではやはり注目できるものが選ばれている状態が今の時点だと思っております。ただ、先ほど課長からご説明があったように、これからこういう形で進めるのを辞退されるようなお店の方や会社の方がいらっしゃることも聞いていますので、できるだけ減らない形で展覧会に向かっていけたらいいなと思っております。よろしく願いいたします。

(岩村会長)

山崎委員も一言お願いします。

(山崎委員)

自分で見たことのあるものもないものもいろいろありました。やはり現地に行って見ることができなないので、どうしても自分が見たことのあるもののほうに偏ってしまうのではと心配したのですが、でも、お二人の方とかなり共通していたので、その点はほっとしました。まるっきり違っていたらどうしようかと思いましたが、ありがとうございます。

(岩村会長)

どうもありがとうございました。

ほかにご質問はございますか。特にないようですので、本件については了承することにご異議ございませんでしょうか。

(了承)

(岩村会長)

それでは、本件につきましては以上とさせていただきます。

以上で、諮問事項は終了となります。ただいま行われましたそれぞれの決定に基づき市長に答申する必要がありますが、案文の調整は会長の私に一任をお願いしたいと思います。異議はございませんでしょうか。

(了承)

(岩村会長)

それでは、そのように取り扱わせていただきます。

閉 会

(岩村会長)

ありがとうございました。

委員の皆様から、特にほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

	<p>ちょうど2時間になりましたので、これで終了させていただきたいと思います。大変熱心なご議論、ありがとうございました。進行を事務局にお返しいたします。</p> <p>(事務局) 吉田景観調整課長</p> <p>長時間にわたって申し訳ございません。ありがとうございました。それでは、本日の議事録については作成しまして、会長に確認をお願いした上で、後日公開ということにさせていただこうと思っております。あと、この審議会でございますが、1年に2回程度のペースでやってございますけれども、次回、1月頃の開催です。先ほど横浜サイン賞のスケジュールのところでありましたが、そのサイン賞のご審議をいただきたいので、1月頃の開催になります。また別途、日程調整させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、これで全て終了ということで、本日は長時間にわたりましてありがとうございました。</p>
資 料	<p>(1) 委員名簿</p> <p>(2) 席次表</p> <p>(3) 横浜市屋外広告物条例第19条に基づく許可の特例について 【審議事項ア】</p> <p>(4) 横浜市屋外広告物条例の一部改正に伴う同条例施行規則の一部改正並びに広告物活用地区の指定及び協議基準の案について 【審議事項イ】</p> <p>(5) 横浜サイン賞第一次選考について 【審議事項ウ】</p> <p>(6) 屋外広告物の安全啓発の取組について 【報告事項ア】</p> <p>(7) 観覧車の照明演出について 【報告事項イ】</p>
特記事項	